



長距離フェリー秋田航路を利用する

貨物お試し利用促進助成事業のお知らせ

長距離フェリー秋田航路を利用して、新たな貨物を輸送する場合、又は他の輸送手段から変更しフェリーを利用して貨物を輸送する場合、その経費の一部を助成します。

■ 対象事業者



長距離フェリー秋田航路を利用して貨物輸送を行う運送事業者及び荷主等

■ 主な要件



次の条件をすべて満たす場合に対象となります。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 実施期間 | 平成30年4月～平成31年2月まで |
| (2) 新規需要等の要件 | 新たな貨物を輸送する場合、又は従来の輸送手段からフェリー輸送に変更する場合 |
| (3) 輸送規模 | 1台以上 |
| (4) 対象車両 | 全長が6m以上の事業用トラック及び無人航送用シャーシ |

■ 助成額



1台当たり**2万円**（**10万円**を上限）に助成します。

〈留意事項〉

- ・実施要綱に定める申請書及び実績報告書の提出が必要となります。
- ・要件の適合状況を確認するため、新日本海フェリー(株)に照会させていただきます。

■ 事業申請の手続き及び実績報告について



- ① 申請書を秋田県環日本海交流推進協議会長へ提出（事務局への郵送）
- ② 協議会で審査し、結果を通知
※要件の適合状況について、新日本海フェリー(株)に事務局が確認
- ③ 実績報告書を提出
- ④ 協議会が助成額を確定し助成金を交付（精算払）

■ 申請書等送付先及びお問い合わせ先について



〒010-8572
 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県交通政策課内
 秋田県環日本海交流推進協議会 フェリー利用促進部会 事務局
 TEL：018-860-1282 FAX：018-860-3879
 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp